**公告（共通事項）**

（公財）高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が発注する建設工事について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第１　入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定に該当

　しない者であること。

２　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法

（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の

調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく

特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者

にあっては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争

入札参加資格の再認定を受けている者。

３　公告の日以後落札決定前の間に高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年

８月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年８月25日付け

17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。

４　建設業法（昭和24年法律第100号）第８条第９号及び高知県の事務及び事業

における暴力団の排除に関する規程（平成23年３月高知県訓令第１号）第２条

第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。

５　個別事項で定める要件を満たす者。

第２　入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

１　申請書等の様式

センターホームページからダウンロードした様式による。

＜アドレス＞（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

　　　https://www.joho-kochi.or.jp

２　作成要領

個別事項で定める提出書類を下記により作成し、提出すること。

（１）同種工事の施工実績（様式２）

ア　企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

イ　工事内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの

　工事実績情報システム（CORINS）に登録しているCORINS登録内容確認書の

　写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事

　カルテ等が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書

　の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを

　添付すること。

（２）配置予定技術者名簿（様式３）

ア　配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事

への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

イ　申請書の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合、又は

　工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工

経験のある者を合わせた２名で申請する場合には、複数の候補者を記載する

ことができる。

ウ　従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度

に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配

置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分を超えていない場

合には、実績として認めない。

エ　記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術

者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登

録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず

添付すること。工事カルテ等が存在しない場合又は内容が十分でない場合に

は、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付す

ること。

（３）配置予定技術者の重複について（様式４）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競

争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請

する場合には提出すること。

（４）平成29年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付する

こと。

３　提出期間・提出先

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、土曜日、日曜

日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12

月29日から翌年の１月３日までの日をいう。

第３　設計書等の閲覧について

１　設計書等の閲覧等

設計図書は、センターにおいて閲覧することができる。閲覧に際しては、セン

ターに掲示する注意事項を遵守すること。

２　質疑応答

（１）質疑書は、Word2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は

拡張子.docで作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付してセン

ターへ送付すること。指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの

又は指定以外の方法（ＦＡＸ又は電話等）による質疑には、回答しない。

（２）質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話でセンター担当者に伝えること。

（３）質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第２の入札参加資格確認申請を行

った者にその旨を電子メールで通知する。

（４）質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第４　入札参加資格の確認等

１　入札参加資格の確認

（１）資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認

通知で通知する。確認は申請書等の提出期限の日に行うものとし、その結果は

個別事項で定める日までに申請者に対して通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。

（２）入札参加資格がないと認められた者

その理由について、次の要領でセンターに対して説明を求めることができる。

ア　方法

書面（様式自由）をセンター（個別事項で定める問い合わせ先）に持参す

ること。他の方法（郵送、ＦＡＸ等）によるものは認めない。

イ　回答

説明を求めた者に対する回答は、書面によって行う。

２　入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、次のいずれかに該当した者は、この工事

の入札に参加できない。

（１）入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。

（２）入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者

３　入札方法について

（１）入札は、指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入

する方法により行う。郵便等による入札は、認めない。

（２）入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

（３）入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

　であるかを問わず、見積もった契約金額の108 分の100 に相当する金額を入

札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があ

るときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

４　工事費内訳書の提出について

（１）建設工事に係る入札において、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員

必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければなら

ない。

（２）工事費内訳書の作成を代理人に委任すること及びその場で作成することは、

認めない。

第５　入札保証

免除する。

第６　無効の入札

センターが個別に定める一般競争入札心得（以下「心得」という。）第９条に

該当した入札は、無効とする。

第７　失格の入札

心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第８　落札決定の方法

開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の

範囲内にあり、かつ、最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載

金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者を落

札者とする。

第９　契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負

代金額の10分の１以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提

出しなければならない。

１　保証金（現金に限る。）

２　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会

社の保証書

３　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る

証券

４　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第10　その他の留意事項

１　この入札への参加者は、心得を了知すること。

２　この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がない場合又は入札辞退等に

より入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理され

た者が１者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪

失しない限りは入札を行う。

３　この入札において一度提出された入札書及び工事費内訳書は差し替え、訂正

等をすることはできない。

４　この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し

替えや訂正等は認めない。

５　申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

６　申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれ

を前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。

７　申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効と

する。

８　契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいず

れかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことが

ある。

（１）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。

（２）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受

けたとき。

（３）建設業法第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を受けたとき。

（４）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第２条第２項第５

号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。

（５）その他の事由により第１又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれか

を喪失したとき。

９　落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の

参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・

技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場

合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人

の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うこと

がある。

10　契約書の案及びその書式は、センターにおいて閲覧することができる。

11　落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択

できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。

12　この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

13　この工事において、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額

（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、4,000

万円以上（工事が建築一式工事の場合は6,000万円以上になるものに限る。）と

なる場合は、原則として、建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者を

いう。以下同じ。）のうち次の（１）から（３）までに定める届出の義務があり

ながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）

を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」とい

う。）とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。

なお、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合に

は、契約書に別途定める違約罰としての制裁金の請求、高知県建設工事指名停止

措置要綱に基づく指名停止及び工事成績評定における減点の措置を取ることが

ある。

（１）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（２）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（３）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出